平成２８年（フ）第２９７号
新潟市東区大形本町５丁目１番18号、前住所新潟市江南区曽野木１丁目２番２―1046号
債務者　山口　英治
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９８号
新潟市東区大形本町５丁目１番18号、前住所新潟市東区藤見町１丁目１番２―76号
債務者　山口　和美
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５５号
金沢市南御所町184番地、従前の住所金沢市小坂町北262番地
債務者　小坂美千代
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４２号
山梨県笛吹市石和町小石和1883番地　シルエラＤ204号室、前住所山梨県甲州市塩山上於曽1686番地　101
債務者　木村　　博
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５５号
長野県北安曇郡白馬村大字北城2937番地299
債務者　横川　紀子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１３８５号
名古屋市中川区畑田町２丁目３番地　市営畑田荘５棟401号
債務者　折田　哲郎
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６９号
三重県津市一志町庄村403番地11、前住所三重県津市藤方967番地　レオパレスサルビア207
債務者　倉本　芽美（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３６号
滋賀県長浜市公園町４番16号　第１コーポレークサイド　208号室、住民票上の住所滋賀県長浜市南田附町149番地12　ソレイユイズミⅠ　102号室
債務者　溝部　妙子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第４０５号
奈良県桜井市大字阿部660番地　１棟101号
債務者　中原　徳子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２４２号
奈良市佐紀町3409番地の７
債務者　氏家　　修
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１６３号
奈良県橿原市雲梯町901番地　パークヒルズ金橋405
債務者　石井　主税
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１７７号
奈良県香芝市今泉447番地、前住所奈良県香芝市今泉469番地12
債務者　和田　篤史
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
奈良県大和高田市礒野北町12番１号　松井住宅
債務者　猶原美名子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第４３２号
広島市中区三川町６番３―603号
債務者　髙橋　義一
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５５２号
広島市東区戸坂山根２丁目２番37―102号　セジュール金本Ｂ
債務者　原　　祐介
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５９６号
広島市佐伯区五日市１丁目19番７号
債務者　松本江利佳
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７３号
広島県尾道市高須町4886番地８　フラットハル103号
債務者　立服　幸夫
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
広島地方裁判所尾道支部